

竜野川流域では

流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため

「特定都市河川」

に指定されました。
(令和7年3月28日指定)

指定を受けることで、河川整備の加速化と雨水流出の抑制を推進し、住民の人命・財産を水害から守り、安全で安心して暮せるまちづくりを目指します。

許可が
必要!!

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は
雨水の流出抑制のため許可が必要

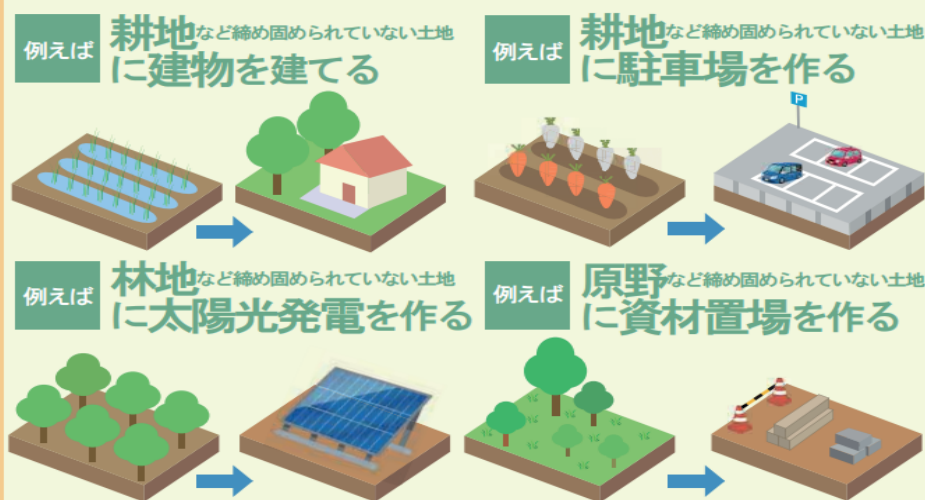
な場合があります。

▶特定都市河川流域内（竜野川流域）の宅地等以外の土地において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、熊本県知事の**許可が必要**になります。

▶許可にあたっては、技術的基準に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…

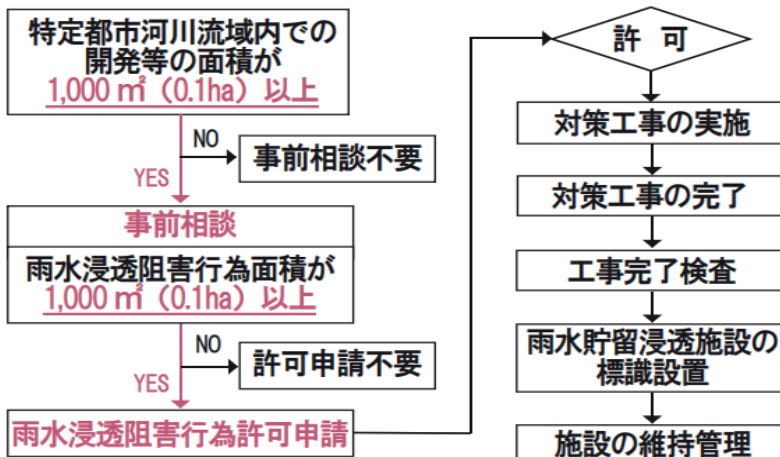


流出抑制対策が必要です。



■手続きフロー図

※まずは窓口で事前相談をお願いします。



■申請（相談）窓口

申請（相談）窓口	連絡先（TEL）
熊本県河川課	096-333-2507
甲佐町建設課	096-234-1183

詳しくはこちら
をご覧ください



熊本県 特定都市河川